

つちはし事務所通信

2

February

2010



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2010年2月1日

注目トピックス 労働者派遣法、雇用保険法に改正の動き

労働政策審議会において、労働者派遣法と雇用保険法の改正についての検討・審議が行われています。第174回国会(本年最初の国会)に、それぞれの改正法案が提出される模様です。

両方とも、法案が通れば、かなり重要な法改正になります。法律が成立しましたら、またお伝えします。

労働者派遣法 派遣規制を大幅に強化

登録型派遣の原則禁止

労働者の生活が不安定になりやすい登録型派遣()は、通訳やソフトウェア開発などの専門的な26業務へ派遣する場合等を除いて禁止することが改正案に盛り込まれる予定です(ただし、禁止にあたって派遣労働者等に与える影響が大きいと、その施行は段階的に行う旨を暫定措置として定める予定です)。

「派遣」には、「登録型派遣」と「常用型派遣」があります。

「常用型派遣」は、派遣元と労働者が期間の定めのない労働契約を結ぶもので、「登録型派遣」は、派遣先が見つかった時点で派遣元が労働者と労働契約を結び、派遣先がなくなった時点で労働契約も終了させるものです。一般的に「派遣」という場合、多くは「登録型派遣」を言います。

製造業務派遣の原則禁止

「派遣切り」が社会問題化した製造業への派遣については、常用型派遣だけを認め、登録型は禁止することが検討されています。

その他

「日雇派遣の原則禁止」、「マージン率の情報公開」、「禁止業務への派遣や偽装請負などの違法行為があった場合、派遣先が直接雇用を申し込んでいたとみなす直接みなし雇用制度の創設」等を、改正案に盛り込みます。

雇用保険法 適用範囲を拡大

非正規労働者に対する適用範囲の拡大

週20時間以上勤務するパートや派遣など非正規の労働者が失業給付を受けやすくするため、雇用保険の加入要件である雇用見込み期間を「6カ月」から「31日」に緩和する方向です。

雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

保険料を納めていたにもかかわらず、未加入とされていた人への遡及期間を現行の「2年まで」から延長する方針です。現在は事業主が被保険者資格取得を届け出ていると最長2年間しか保険料を納めていないとみなされますが、期間をより長くさかのぼることで失業給付が実際の勤務年数より減ることが防げます。

雇用保険の財政基盤の強化

失業等給付に充てるための保険料の率を、0.8%から1.2%に引き上げます(これを労使折半)。雇用保険二事業に充てるための保険料の率についても、弾力条項の発動を停止し、0.3%から0.35%に引き上げます。

月に60時間を超える時間外労働は割増賃金率が5割以上に引き上げ

「月60時間を超える時間外労働をさせると、5割以上の割増賃金を支払わなくてはならない!」というもの。そもそも労働基準法では、「1日8時間、月40時間を超える時間外労働には、2割5分以上」の割増を支払うことが決められていますが、今までは、時間外労働が80時間になると、100時間になると、「2割5分以上」の割増を支払えばよかったです。そう考えると、長時間労働する社員の多い企業にとっては、大きな問題です。

中小企業においては、割増賃金率の引き上げは「当分の間」猶予するとされています。中小企業への適用の可否は3年後に再度検討されます。

「5割」の割増の代わりに、代替休暇を付与することも可能

月に60時間以上の残業をさせても、「5割」の割増賃金を支払わなくてすむ方法があります。それが「代替休暇」という制度です。「代休」や「振替休日」と似ているように思えますが、内容はかなり異なっています。

では、「代替休暇」とはなんのでしょうか？

たとえば、1か月に76時間時間外労働をした人がいたとします。その場合、60時間を超えた16時間分は、「5割」増しの賃金を支払う必要が出てきます。つまり、時給2,000円の人だった場合、60時間を超えた16時間の労働に対しては、「16時間×2,000円×1.5」（つまり48,000円）の支払が生じます。でも、通常の「2割5分の割増を超えた部分（つまり、「5割 - 2割5分の2割5分」分の「16時間×2,000円×0.25」（つまり8,000円）」については、代替休暇を与えることで、割増の支払が不要になるのです。

年次有給休暇の時間単位の取得

使用者は、労使協定により、所定の事項を定めた場合において、労働者が年次有給休暇を時間を単位として請求したときは、年次有給休暇の日数のうち当該労使協定で定めた日数（5日以内に限る）については、時間を単位として年次有給休暇を与えることができます。

労使協定で定める事項

時間を単位として年次有給休暇を与えることができる労働者
時間を単位として与えることができる年次有給休暇の日数分(5日以内に限る)
その他、厚生労働省令で定める事項

あとがき つちはし事務所より

昨年末に社会保険庁が廃止され、平成22年1月1日より日本年金機構という非公務員型の特殊法人が年金業務を引き継ぐようになりました。

これに伴う新たな手続は必要ありませんが、窓口での取り扱いが変わったため、従前はつちはし事務所に送られていた「社会保険手続の決定通知書」や「健康保険被保険者証」が、すべて直接会社に送られるように変更されました。

そこで、決定の正確な内容を当事務所で把握するために、社会保険の決定通知書が届きましたら、お手数ですが、つちはし事務所までファックスしていただけますでしょうか。

送り状等は必要ございませんので、下記のファックスナンバーまで、送信よろしく願いいたします。

つちはし事務所 FAX: 088-611-5580

先月号でお知らせしていた、健康保険料の料率がほぼ決定しました(2月上旬に厚生労働大臣の認可を得て正式決定)。徳島県の保険料率は、現行の8.24%から9.39%に大幅に上がる予定です。

平成22年4月からの徳島県の健康保険料率: (旧) 8.24% (新) 9.39%

3月には介護保険料率も1.19%から1.5%に上がる予定ですので、決定次第お知らせします。

年収400万円の人なら年間30,000円の保険料アップ。会社負担額も同じだけ上がります。平均年収400万円で、35人規模の会社であれば、今より年間約105万円保険料負担額が上がることとなります…。